

# ○沖縄県立看護大学外部評価委員会規程

(平成 23 年 9 月 21 日)

(設置)

**第 1 条** 沖縄県立看護大学（以下「本学」という。）は、沖縄県立看護大学全学自己点検・評価検討委員会規程に基づく自己点検・評価結果の外部評価を実施する機関として外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

**第 2 条** 委員会は、本学が実施する自己点検・評価の結果について、検証及び評価を行い、本学の教育研究活動、地域貢献及び大学運営の活性化に資する提言を行う。

(組織)

**第 3 条** 委員は、次に掲げる者のうちから学長が委嘱する。

- (1) 県内外大学の教員
- (2) 県内保健医療福祉関係者
- (3) 公立大学協会の関係者
- (4) 財務会計の専門家
- (5) 大学経営の専門家
- (6) その他学長が認める者

2 委員会の構成員は 6 名以内とする。

(委員長及び副委員長)

**第 4 条** 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

(任期)

**第 5 条** 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

**第 6 条** 委員会は、学長の要請に応じて委員長が招集し委員長が議長となる。

2 委員会において検討されるべき事項、及び評価を行う年度等については、本学の全学自己点検・評価検討委員会の提案をふまえて、学長が委員会に提示するものとする。

3 委員会は、評価の結果及び改善を求める提言事項を外部評価報告書にまとめ、学長に提出する。

4 学長は、前項に定める外部評価報告書を、本学の自己点検・評価検討委員会に報告する。

(庶務)

**第7条** 委員会に関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

**第8条** その他委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

この規程は平成23年9月21日から施行する。

この規程の制定により、「沖縄県立看護大学アドバイザー会議設置規程」を廃止する。